

市税のしおり【多言語版】（中国語）

市税指南【多语种版】（中文）

・松戸市では、道路や公園の整備、ごみの処理、消防や救急活動など、みなさんの生活を支えるため、様々な仕事をしています。これらの仕事をするには、みなさんに支払いをしていただく『税金』が必要です。

・この「市税のしおり」は、松戸市にお住まいの外国人のみなさんが「松戸市の税金」について知り、正しく支払いをしていただけるようにわかりやすくまとめたものです。

・松戸市为了支持市民的生活，不断进行道路和公园整備、垃圾处理、消防及急救活动等多种工作。这些都需要大家缴纳『税金』。

・此「市税指南」为居住于松戸市的外国人便于理解和正确缴纳税金，简单易懂地总结了关于「松戸市的税金」相关内容。

◎ 目次 Contents

1	市税について	
	关于市税	1
2	個人市民税・県民税・森林環境税	
	个人市民税、县民税、森林环境税	2
3	軽自動車税（種別割）	
	轻型汽车税（分类）	3
4	固定資産税	
	固定资产税	5
5	税金を支払う方法について	
	关于缴纳税金的方法	6
6	税金は納期限までに支払うことが決まりです	
	税金必須在繳納期限内繳納	8
7	市税の証明書について	
	关于市税证明书	10
8	スマートフォンからできる税務手続き	
	能用智能手机办理的税务手续	13
9	市税納期カレンダー	
	市税繳納日历	14
10	税金についての問い合わせ先	
	关于市税咨询处	15

1 市税について 关于市税

◎ 市税は何に使われているの？

- ・ 市税とは、市に支払う「税金」のことです。
- ・ 松戸市では、道路の整備やごみの処理のための費用などを「税金」として、みなさんから集めています。
- ・ 市に集められた「税金」は、私たちが安心して暮らせる社会のために使われます。

◎ 市税使用于何处？

- ・ 市税是指缴纳给市政府的「税金」。
- ・ 松戸市将道路整備以及垃圾处理费用等作为「税金」，收集于市民。
- ・ 市政府所收集到的「税金」，作为我们安心生活的社会资金。

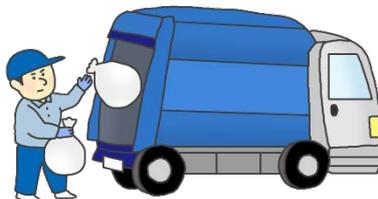
[安心して道を歩けるね!]

[可安心行走在道路上!]



[まちがきれい!]

[街道整洁!]



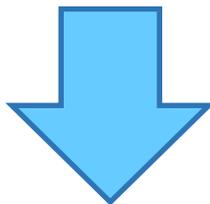
[すぐに救急車が来た! 安心!]

[救护车及时赶来! 放心!]



◎ もし「税金」がなかったら？

◎ 如果没有「税金」



[危ない!]

[危险!]



[ごみが回収されない!]

[无法收集垃圾!]



[あたまが痛い! どうしよう!]

[头疼! 该怎么办!]



2 個人市民税・県民税・森林環境税 个人市民税、县民税、森林环境税

◎ 市民税・県民税・森林環境税とは？

- ・ 市民税・県民税とは、一般的に“住民税”と呼ばれ1月1日に住んでいる市町村に支払う税金です。
- ・ 働いている人など、一定以上の収入がある場合に支払わなければなりません。
- ・ 市民税・県民税を支払う必要があるか、いくら支払うか、は、前年の1月1日から12月31日までの収入や控除などの金額により決まります。
- ・ 市民税・県民税を支払う方は、併せて森林環境税の支払いも必要です。
- ・ 税金を支払う方法や場所は6ページを確認してください。



◎ 何谓市民税、县民税、森林环境税？

- ・ 市民税和县民税一般称之为“住民税”，是向1月1日所居住的市町村政府缴纳的税金。
- ・ 有工作并有一定金额以上收入的人士，必须缴纳。
- ・ 是否需要缴纳市民税、县民税，缴纳金额的多少等，取决于前一年1月1日至12月31日的收入以及扣除等的金额。
- ・ 缴纳市民税、县民税的人士必须一并缴纳森林环境税。
- ・ 缴纳税金的方法以及缴纳场所请确认第6页。

◎ 支払っていない市民税・県民税・森林環境税がある人が「出国」、「転出」する場合

- ・ 給料から市民税・県民税・森林環境税が差し引かれている人で、退職する時に支払っていない税金がある場合、全額を最後の給料から差し引くよう会社に申し出るか、退職後に松戸市から届く納付書で支払ってください。
- ・ 松戸市から納付書が届いて、市民税・県民税を直接支払いしている人は、納期限前でも、支払っていない税金を全額納付してください。
- ・ 「出国」、「転出」により、納付書の受け取りや、支払いができなくなる場合、納税管理人（本人に代わり日本で納税通知書の受け取りや支払いを行う人）を定める必要がありますので、市民税課に連絡してください。

◎ 未缴纳市民税、县民税、森林环境税的人士在「出国」、「迁出」时

- ・ 从工资中扣除市民税、县民税、森林环境税的人士，如在离职时有未缴纳的税金，将通过公司从最终工资中扣除，或在离职后利用由松户市政府邮寄的缴款单缴纳。
- ・ 利用由松户市政府邮寄的缴款单缴纳的人士，不管缴纳期限，需要把未缴纳的部分全部缴纳。
- ・ 因「出国」、「迁出」等原因，无法收到缴款单或无法缴纳时，需要委托纳税管理人（代替本人收取纳税通知书或代替缴纳税金的人士），请与市民科取得联系。

3 軽自動車税 (種別割)

轻型汽车税 (分类)

◎ 軽自動車税 (種別割) とは?

- ・ 毎年、4月1日現在にバイクや軽自動車 (排気量660cc 以下) などを所有する人が支払う税金です。
- ・ 4月2日以降に廃車、名義変更をした場合でも、1年分の軽自動車税の全額を支払う必要があります。
- ・ 軽自動車税の税額は、車種によって異なります。

◎ 何谓轻型汽车税 (分类) ?

- ・ 每年4月1日由拥有小型摩托车、小型汽车 (排气量 660cc 以下) 等车辆的人士所缴纳的税金
- ・ 4月2日之后废弃车辆或变更名义, 也需要缴纳全年的轻型汽车税。
- ・ 轻型汽车税的税额因车辆种类不同而有所不同。

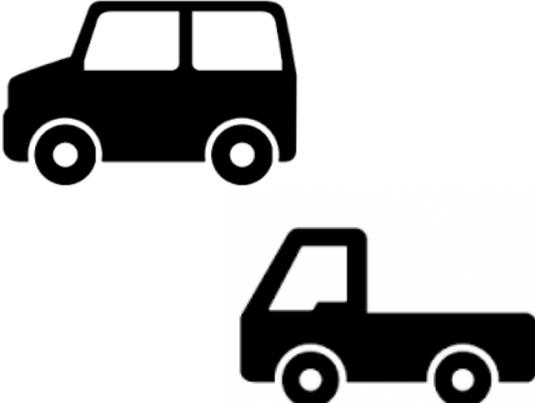
◎ 申告

- ・ 軽自動車を廃車するとき、人にあげるとき、売るとき、転出するとき、盗まれたときには、次の表のとおり必ず申告してください。
- ・ 申告をしないと、いつまでも軽自動車税がかかります。

◎ 申报

- ・ 废弃小型汽车, 转让给他人, 转卖, 迁出, 被盗窃之际, 请参考以下表格进行申报。
- ・ 如不申报, 将需要一直缴纳轻型汽车税。

車の種類 Type of Vehicles	申告する場所 Where to inform
<ul style="list-style-type: none">・ 原動機付自転車 (125cc 以下) <div style="border: 1px solid black; padding: 5px;"><ul style="list-style-type: none">・ 小型摩托车 (125cc 以下)</div> 	<ul style="list-style-type: none">・ 松戸市役所 税制課 (新館2階) <div style="border: 1px solid black; padding: 5px;"><ul style="list-style-type: none">・ 松戸市政府 税制科 (新館2楼)</div> <ul style="list-style-type: none">・ ☎ 047-366-7321
<ul style="list-style-type: none">・ 小型特殊自動車 (トラクターなど) <div style="border: 1px solid black; padding: 5px;"><ul style="list-style-type: none">・ 小型特殊汽车 (拖拉机等)</div> 	

車の種類 Categories of Vehicles	申告する場所 Where to inform
<p>・軽自動車(軽四輪・軽三輪)</p> <p>・小型汽车(小型四轮、小型三轮)</p> 	<p>・軽自動車検査協会 千葉事務所野田支所</p> <p>・轻型汽车检查协会 千叶事务所野田支所</p> <p>・☎ 050-3816-3117</p>
<p>・二輪の軽自動車(125cc 超 250cc 以下)</p> <p>・两轮的小型车辆(超过 125cc 250cc 以下)</p> <p>・二輪の小型自動車(250cc 超)</p> <p>・两轮小型汽车(超过 250cc)</p> 	<p>・関東運輸局 千葉運輸支局 野田自動車検査登録事務所</p> <p>・关东运输局 千叶运输支局 野田自动车检查登录事务所</p> <p>・☎ 050-5540-2023</p>

◎ 自動車税とは?

- ・ 排気量660ccを超える自動車には、自動車税がかかります。
- ・ 自動車税については、松戸県税事務所(☎ 047-361-2112)にお問い合わせください。

◎ 何谓汽车税?

- ・ 排气量超过 660cc 的汽车需要缴纳汽车税。
- ・ 关于汽车税, 请咨询松户县税事务所(☎ 047-361-2112)。

4 固定資産税 固定資産税

◎ 固定資産税とは？

- ・ 毎年1月1日に松戸市にある土地や家屋（固定資産）を所有している方が支払う税金です。
- ・ 所有している固定資産の価格をもとに税額が決まります。詳しくは、固定資産税課（15 ページ）までご連絡ください。



◎ 何谓固定資産税？

- ・ 毎年1月1日在松戸市拥有土地或房屋（固定資産）的人士所缴纳的税金。
- ・ 根据所拥有的固定資産的价格来决定税額。详情请联系固定資産税科（第15页）。

◎ 納税管理人制度とは？

- ・ 松戸市にある土地や家屋（固定資産）を所有している方で市外に転出（国外を含む）される場合は、支払いに関する一切の事項を処理させるため、納税管理人を定めなければなりません。詳しくは、固定資産税課（15 ページ）までご連絡ください。

◎ 何谓納税管理人制度？

- ・ 在松戸市拥有土地或房屋（固定資産）的人士迁出至其他城市（包括国外）时，为了处理有关付费方面的相关事项，需要委托納税管理人。详情请联系固定資産税科（第15页）。

◎ 現所有者の申告とは？

- ・ 固定資産（土地・家屋）の所有者が死亡している場合には、現所有者（法定相続人、受贈者等）が所有者となり、現所有者であることを知った日の翌日から3か月を経過した日までに「現所有者申告書」の提出をお願いいたします。詳しくは、固定資産税課（15 ページ）までご連絡ください。（スマートフォンからも申請出来ます。詳しくは、13 ページをご覧ください。）

◎ 何谓現所有者の申报？

- ・ 拥有固定資産（土地、房屋）的人士死亡时，现所有者（法定继承人、受贈者等）将成为所有者，在知晓成为现所有者的次日起3个月以内需要提交「现所有者申报书」。详情请联系固定資産税科（15页）。（可以用智能手机办理申请。详情请参阅13页。）

◎ 償却資産とは？

- ・ 松戸市内に事業用の償却資産を所有している方は、個人、法人を問わず、毎年1月31日までに申告が必要です。詳しくは、固定資産税課（15 ページ）までご連絡ください。（地方税ポータルシステム（eLTAX）を利用した電子申告が可能です。13 ページをご覧ください。）

◎ 何谓折旧資産？

- ・ 在松戸市内拥有事业折旧資産的人士，无论个人或法人，至每年1月31日为止必须办理申报。请联系固定資産税科（15页）。（可利用地方税门户网站系统（eLTAX）进行电子申报。详情请参阅13页。）

5 税金を支払う方法について 关于缴纳市税的方法

◎ 税金を払う方法

- ・ 税金は、下に書いてある方法で支払ってください。

〈納付書を使って支払うとき〉

- ・ 届いた納付書を持って、コンビニエンスストア、銀行、郵便局、収納課や支所の窓口で支払ってください。
 - ・ 市民税・県民税・森林環境税、固定資産税の納付書は、「全期」「第1期」「第2期」「第3期」「第4期」の5枚入っています。
 - ・ 「全期」は1年分の市民税・県民税・森林環境税、固定資産税を一度に支払いをするものです。
 - ・ 「第1期」から「第4期」の納付書は1年分の市民税・県民税・森林環境税、固定資産税を4回に分けて支払いをするものです。
- ※「全期」と「第1～4期」を一緒に支払うと二重納付になります。「全期」を支払ったら「第1～4期」の納付書は使用しません。(支払う必要がありません。)

〈口座振替で支払うとき〉

- ・ 銀行口座を持っている人は、「口座振替」(税金を支払う日、登録した銀行口座から自動的に税金を支払うようにすること)で支払うことができます。納付書で支払わないので、支払い忘れがなくなりとても便利です。手続きは、収納課や銀行、郵便局の窓口でできます。インターネット上で市ホームページ「Web 口座振替受付サービス」から手続きをすることもできます。「Web 口座振替受付サービス」は海外からも手続きができます。

〈「地方税お支払サイト」を使って支払うとき〉(令和5年度から対応)

- ・ 納付書に印刷されている「eL-QR」(二次元コード)を、自分のパソコンやスマートフォンなどから読み取り、「お支払サイト」を使ってクレジットカードやスマートフォン決済アプリ(PayPayなど)で支払うことができます。
- ※使えるクレジットカードの種類は VISA、Master Card、JCB、American Express、Diners Club です。
- ただし手数料がかかります。

(注意)

- ・ 納期限(税金を支払う期限)を過ぎてしまうと、コンビニエンスストア・郵便局・クレジットカード・スマートフォン決済アプリでは税金を支払えなくなります。
- ・ 口座振替やクレジットカード、スマートフォンアプリを使って支払うと、領収証書(税金を支払ったことを証明する書類)はもらえません。

◎ 缴纳税金的方法

- 缴纳税金请采用下述方法

〈使用缴款单缴纳〉

- 持邮寄到家里的缴款单去便利店、银行、邮局、收纳科或市政府各支所缴纳。
- 市民税、县民税、森林环境税和固定资产税的缴款单共有「全期」「第1期」「第2期」「第3期」「第4期」等5张。
- 「全期」是将一年的市民税、县民税、森林环境税、固定资产税一次性全部缴纳完的方式。
- 「第1期」至「第4期」的缴款单是将一年的市民税、县民税、森林环境税、固定资产税分为4次缴纳的方式。

※如将「全期」和「第1至第4期」一起缴纳，会成重复缴纳。如使用了「全期」缴款单缴纳，就不要再使用「第1至第4期」的缴款单。（不需要缴纳。）

〈使用银行自动转账方式缴纳〉

- 持有银行账户的人士，可以利用「账户自动转账」（在缴纳税金日，从事先登记的银行账户自动扣除税金缴纳）缴纳。无需使用缴款单，能避免忘记缴纳税金，非常方便。登记手续可以在收纳科或银行、邮局窗口办理。利用市政府官方网站「网络账户转账受理服务」也可以办理手续。利用「网络账户转账受理服务」身在国外也可以办理手续。

〈利用「地方税缴纳网站」缴纳〉（2023年度开始）

- 可以用家中电脑或智能手机读取缴款单上的「eL-QR」（二维码），在「缴纳网站」上使用信用卡或智能手机付费软件（PayPay等）缴纳。
※可使用的信用卡种类有VISA、Master Card、JCB、American Express、Diners Club、但是需要手续费。

（注意）

- 如超过了缴纳期限（缴纳税金的期限），则无法利用便利店、邮局、信用卡、智能手机付费程序缴纳税金。
- 银行转账及信用卡、智能手机付费，收不到收据（证明已缴纳税金的证明资料）。

◎ 納付受付窓口

- 松戸市役所 収納課（新館2階④番）
松戸市根本387番地の5 ☎047-366-7325
窓口は平日8:30~17:00まで開いています。

◎ 缴纳受理窗口

松戸市政府 收纳科（新館2楼④号）
松戸市根本387番地5 ☎047-366-7325
窗口平日开放时间 8:30~17:00

6 税金は納期限までに支払うことが決まりです

税金必須在繳納期限内繳納

◎ 税金を支払ってください

- ・ 税金は、納期限（税金を支払う期限）までに支払いをしなければなりません。
- ・ 税金は、種類によって納期限が違います。詳しくは、12 ページの「市税納期カレンダー」をご覧ください。

◎ 請繳納税金

- ・ 税金必須在繳納期限（繳納税金の期限）内繳納。
- ・ 税金因种类不同其繳納期限也有所不同。详情请参阅第 12 页「市税繳納期限日历」

◎ 納付書を失くした場合は？

- ・ 税金を支払うために必要な納付書を失くしたとき、納付書を作り直します。
収納課に連絡してください。☎047-366-7325

◎ 丢失了繳款单该怎么办？

- ・ 丢失了繳納税金所需的繳款单，需要重新做一份繳款单。
请联系収納科。☎047-366-7325

◎ 税金を納期限（税金を支払う期限）までに支払うことができないときは？

- ・ どうしても税金を納期限（税金を支払う期限）までに支払うことができないときは、債権管理課に連絡してください。☎047-704-4004

◎ 无法在繳納期限内繳納税金该怎么办？

- ・ 无法在繳納期限内（繳納税金の期限）繳納税金，请联系債權管理科。☎047-704-4004

◎ 税金を納期限(税金を支払う期限)までに支払いをしなかったときは?

- ・ 税金を期限までに支払わないことを「滞納」といいます。
- ・ 滞納すると、督促状(「税金をすぐに支払ってください」とお知らせする手紙)が届きます。
- ・ 滞納すると、延滞金がかかるときがあります。
- ・ 債権管理課に連絡をしないで、税金を期限までに支払わないと、あなたの財産(給料、預貯金など)を差押えます。(会社に連絡がいたり、口座が使えなくなったりします。)
- ・ 在留カードの更新や永住権の申請等に必要な納税証明書も「未納額」が書かれるため手続きできないときがあります。
- ・ 年度の途中で出国するときは、全部税金を支払ってから出国してください。支払えないときは、納税管理人(あなたの代わりに日本で納税通知書の受け取りや税金を支払う人)を決めるか、口座振替の手続きをして、必ず最後まで支払ってください。

◎ 如果未在缴纳期限内缴纳税金会如何?

- ・ 在缴纳期限内未缴纳税金，称之为「滞纳」。
- ・ 滞纳税金，将收到督促单(「请立即缴纳税金」的通知书)。
- ・ 滞纳税金，可能会产生滞纳金。
- ・ 未联系债权管理科，而且未在缴纳期限内缴纳税金，会没收您的财产(工资、存款等)。(与您的公司取得联系，或导致您无法使用自己的银行账户)
- ・ 更新在留卡或申请永住的时候，所需资料纳税证明书中如写有「未缴纳金额」，会出现无法办理手续的情况。
- ・ 在年度中途前往日本境外时请将未缴纳的税金全部缴纳完后再离境。如不缴纳，请定一位纳税管理人(代替本人在日本领取纳税通知书或代替缴纳税金的人士)，或办理账户转账手续。税金必须要全部缴纳完。

相談窓口 咨询窗口

- ・ 松戸市役所 債権管理課 (本館 2 階⑤番)
松戸市根本 387 番地の 5 ☎047-704-4004
窓口は平日 8:30~17:00 まで開いています。

- ・ 松戸市政府 債権管理科 (本館 2 楼⑤号)
松戸市根本 387 番地 5 ☎047-704-4004
窓口平日开放时间 8:30~17:00



7 市税の証明書について 关于市税证明书

◎ 住民税・森林環境税証明書、納税証明書

- ・ **住民税・森林環境税証明書**や**納税証明書**は、1年間に支払う税金やすでに支払った税金の額を証明するもので、在留資格の更新のときに出入国在留管理庁に提出します。
※一般的に、所得証明書、課税証明書、非課税証明書は、松戸市では、住民税・**森林環境税**証明書となります。
- ・ 市税の証明書をもろうためには、市民税・県民税の申告（収入金額などを届け出ること）が必要です。前の年に収入がない人でも必ず申告してください。

◎ 住民税、森林环境税证明书、纳税证明书

- ・ 住民税、森林环境税证明书和纳税证明书是证明一年中要缴纳的税金以及已缴纳完的金额的证明资料。在办理在留资格更新手续时需要提交给出入国在留管理厅。
※ 一般情况下，在松户市所得证明书、课税证明书、非课税证明书，可以作为住民税和森林环境税证明书。
- ・ 出具市税证明书，必须要进行申报（申报收入金额等）市民税、县民税。
前一年没有收入的人士，也必须办理申报。

◎ 証明書を発行している場所

- ・ **住民税・森林環境税証明書**は、次の窓口で発行しています。
 - 市役所新館 2階②番 市民税課窓口（時間は、平日8:30～17:00）
 - 各支所窓口（時間は、平日8:30～17:00）
 - 行政サービスセンター（アトレ松戸 8階）※祝日・年末年始・アトレ松戸休業日は開庁しません。（時間は、平日 10:00～20:00、土曜日 10:00～18:00、第2・4日曜日 10:00～18:00）
ただし、平日 17:00 より後と土日は申請のみです。証明書の受け取りは次の平日となります。
- ・ **納税証明書**は、次の窓口で発行しています。
 - 市役所新館 2階④番 収納課窓口（時間は、平日8:30～17:00）
 - 各支所窓口
 - 行政サービスセンター
※納税証明書が発行できる各支所窓口、行政サービスセンターの開庁日時は住民税証明書と同じです。

◎ 证明书发行单位

- ・ 住民税、森林环境税证明书，在下述窗口发行。
 - 市政府新馆 2楼②号 市民税科窗口（时间、平日 8:30～17:00）
 - 各支所窗口（时间、平日 8:30～17:00）
 - 行政服务中心（Atre 松户 8楼）※节假日、年末年初、Atre 松户休業日不开放。（时间、平日 10:00～20:00、星期六 10:00～18:00、第2、4星期日 10:00～18:00）
但是、平日 17:00 以后以及星期六日只限受理申请。证明书在下一个平日才可以领取。
- ・ 纳税证明书，在下述窗口发行。
 - 市政府新馆 2楼④号 收纳科窗口（时间、平日 8:30～17:00）
 - 各支所窗口
 - 行政服务中心
※发行纳税证明书的各支所窗口、行政服务中心的开放日时与住民证明书的相同。

(注意)

- ・ 住民税・森林環境税証明書や納税証明書を発行しているのは、その年の1月1日に住所があった市町村です。
- ・ 現在、松戸市に住んでいても、賦課年度の1月1日に松戸市に住んでいなかったら、松戸市では証明書の発行はできません。

(注意)

- ・ 能够发行住民税、森林环境税证明书和纳税证明书的机关是，该年1月1日所居住的市町村政府机关。
- ・ 就算现在居住在松戸市，如征收年度的1月1日未居住于松戸市，则松戸市无法为您发行证明书。

◎ 発行に必要なもの

・ 窓口申請

自分の証明書が欲しいときは、下に書いてある2つのものを窓口を持ってきてください。

- ① 本人確認書類(在留カード、パスポート、運転免許証、マイナンバーカードのいずれか1点)
- ② 手数料(300円/1通)

※クレジットカード、電子マネーを使って払うこともできます。

・ 郵送申請

自分の証明書が欲しい時は、下に書いてある4つのものを郵送で送ってください。

- ① 本人確認書類(在留カード、パスポート、運転免許証、マイナンバーカードのいずれか1点)の写し
- ② 手数料(300円/1通)の定額小為替(定額小為替は郵便局で購入できます。)
- ③ 返信用封筒(本人の宛先(本人の住民票の住所地)を記載した、切手を貼った封筒)
- ④ 交付申請書

・ コンビニ交付サービスの利用(住民税・森林環境税証明書に限る。)

コンビニに設置されているマルチコピー機で、マイナンバーカードを利用して、ご本人が設定した4桁の暗証番号の入力と手数料(300円/1通)をお支払いすることにより、コンビニで住民税・森林環境税証明書に限り、発行することができます。(松戸市在住の方のみ)

◎ 発行時所需资料

・ 窓口申請

如需要发行自己的证明书，请携带下述两样资料前来窗口申请。

- ① 确认本人身份的资料(在留卡、护照、驾驶执照、个人编号卡的任一件)
- ② 手续费(300日元/1份)

※信用卡、电子支付也可以。



・ 郵寄申請

如需要发行自己的证明书，请邮寄下述四样资料。

- ① 确认本人身份的资料(在留卡、护照、驾驶执照、个人编号卡的任一件)的复印件
- ② 手续费(300日元/1份)的定額邮汇(定額邮汇可以在邮局购买)
- ③ 回信用信封(请在信封上填写本人地址(本人住民票上的地址)，并贴上邮票)
- ④ 交付申請書

・ 利用便利店交付服务(限住民税、森林环境税证明书)

利用便利店的多功能复印机，用自己的个人编号卡以及所设四位数密码，投进所需手续费(300日元/1份)，就可以在便利店发行住民税、森林环境税证明书。(限居住于松戸市的人士)

◎ オンライン(電子)申請

証明書等の一部は、パソコン・スマートフォンを利用して、オンラインで申請し、郵送にて受け取ることができます。

・オンラインで申請できるもの

住民税・森林環境税証明書、納税証明書、
標識交付証明書(再発行)、廃車申告受付書(再発行)
※代理人からの申請は受付できません。

オンライン申請
ホームページの
QRコード



・申請に必要なもの

本人確認書類(在留カード、パスポート、運転免許証、マイナンバーカードのいずれか1点)を画像ファイルにして添付してください。

・手数料

発行手数料 : 300円 / 1通

郵送料 : 1通から4通まで84円、5通から9通まで94円(国内郵便料金参照)

※支払いはクレジットカード、PayPay、LINE Payのみの対応

※標識交付証明書(再発行)、廃車申告受付書(再発行)は郵送料のみ

◎ 在线申请(电子)

部分证明书可以利用电脑或智能手机在线申请，并可以
邮寄领取。

・ 可以在线申请的项目

住民税、森林环境税证明书、纳税证明谁、
标识交付证明书(再发行)、废车申报受理书(再发行)
※不能委托代理人办理申请手续。

・ 申请所需资料

将确认个人身份的身份证件(在留卡、护照、驾驶执照、个人编号卡任一项)的图像文件添付提交。

・ 手续费

发行手续费 : 300 日元 / 1 份

邮寄费 : 1 至 4 份 84 日元, 5 至 9 份 94 日元(请参照国内邮寄费用)

※付费仅限利用信用卡、PayPay、LINE Pay

※标识交付证明书(再发行)、废车申报受理书(再发行)仅收取邮寄费

在线申请

网页二维码



8 スマートフォンからできる税務手続き

能用智能手机办理的税务手续

◎ スマートフォンからできること

・ 証明書の申請や税金のお支払い以外にも税務の手続きの一部がスマートフォンからできます。

① 固定資産に関する手続きの一部がオンライン申請できます。

● 現所有者の申告

固定資産（土地・家屋）を所有している方がお亡くなりになったときにする手続きです。

② 償却資産に関する手続きがeLTAXで申請できます。

● 現所有者の申告

償却資産の申告手続きです。

③ 市民税・県民税の申告書がオンラインで提出できます。

◎ 智能手机所能办理的手续

・ 除了申请证明书以及缴纳税金以外部分税务手续也可以利用智能手机办理。

① 部分有关固定资产的手续可以在线办理申请。

● 现所有者的申报

是在拥有固定资产（土地、房屋）的人士死亡时办理的手续。

② 有关折旧资产的手续可以利用 eLTAX 办理申请。

● 是折旧资产的申报手续。

③ 可以在线提交市民税、县民税的申报书。

9 市税納期カレンダー 市税缴纳日历

◎ 納期限は各月の最終日です。ただし、最終日が休日の場合は翌営業日が納期限になります。

◎ T 缴纳期限为每个月的最后一天。但，最后一天为节假日，则缴纳期限退后至下一个营业日。

月 Month	個人市民税・県民税・ 森林環境税 个人市民税、县民税、 森林环境税	軽自動車税 轻型汽车税	固定資産税 固定资产税
4月 April			全期/第1期 全期/第1期
5月 May		全期 全期	
6月 June	全期/第1期 全期/第1期		
7月 July			第2期 第2期
8月 August	第2期 第2期		
9月 September			
10月 October	第3期 第3期		
11月 November			第3期 第3期
12月 December	第4期 第4期		
1月 January			第4期 第4期
2月 February			
3月 March			

10 税についての問い合わせ先 关于市税证明书

内容	内容	問い合わせ先	咨询处	電話	电话
・市民税・県民税・森林環境税について 关于市民税、县民税、森林环境税	・松戸市役所 松戸市政府	・市民税課 市民税科		047-366-7322	
・軽自動車税について 关于轻型汽车税	・松戸市役所 松戸市政府	・税制課 税制科		047-366-7321	
・固定資産税について 关于固定資産税	・松戸市役所 松戸市政府	・固定資産税課 固定資産科		047-366-7323	
・納税について 关于納税	・松戸市役所 松戸市政府	・収納課 収納科		047-366-7325	
・納税の相談について 关于納税咨询	・松戸市役所 松戸市政府	・債権管理課 債権管理科		047-704-4004	
・納税証明書について 关于納税证明书	・松戸市役所 松戸市政府	・収納課 収納科		047-366-7325	
・県税について 关于县税	・県税事務所 县税事務所	・松戸県税事務所 松戸县税事務所		047-361-2112	
・国税について 关于国税	・税務署 税務署	・松戸税務署 松戸税務署		047-363-1171	

(注意) 上記の問い合わせ先は、日本語による対応のみとなっております。

(注意)

上述咨询处，只限日语咨询。

市税のしおり《多言語版》



編集・発行 **松戸市財務部税制課**

〒271-8588 千葉県松戸市根本387番地の5

電話 047-366-7321

ホームページ:<https://www.city.matsudo.chiba.jp/>

[令和6年4月改訂]